

○文部科学省告示第百十四号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年七月二十一日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 山中湖交流プラザきらら

期間	対象大会関係施設の所在地		対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域
令和三年七月二十四日及び二十五日	山梨県南都留郡 山中湖村	山梨県南都留郡 山中湖村	山梨県南都留郡 山中湖村	次に掲げる点を
	平野四百七十九番地の二		平野（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度二十五分二十六秒、東経百三十八度
			山梨県南都留郡 山中湖村	平野（次の図面に示す部分に限る。）
			山中湖村	

二 御殿場駅富士山口広場

<p>期間</p>	<p>令和三年七月二十三日から二十五日まで</p>	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結んだ湖岸線により囲まれた区域</p>	<p>五十四分〇秒の点 二 北緯三十五度二十五分二十秒、東経百三十八度五十三分五十一秒の点 三 北緯三十五度二十五分四秒、東経百三十八度五十三分五十二秒の点</p>
<p>対象大会関係施設</p>	<p>静岡県御殿場市</p>	<p>新橋千八百九十八番地の三</p>	
<p>備考</p>		<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三 須山地区研修センター

の所在地	静岡県御殿場市	新橋（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設の区域	静岡県御殿場市	川島田、茱萸沢、新橋、二枚橋、萩原及び東田中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	静岡県御殿場市	川島田、茱萸沢、新橋、二枚橋、萩原及び東田中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
期間	令和三年七月二十四日	
対象大会関係施設の所在地	静岡県裾野市	須山五百八十七番地の四

対象大会関係施設 の区域	静岡県裾野市	須山（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	静岡県裾野市	須山（次の図面に示す部分に限る。）
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		